

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和8年4月6日（月）午後3時00分～午後4時30分				
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯			16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	15	平井城太郎				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	竹田事務局長		松田次長		三瀬専門員	
		深部主任専門員		菊地主任専門員			
⑦	農林振興課	白岩係長		吉田主事			
⑧	会議の内容		議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について			
			議案第22号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について			
			議案第23号	農地転用事業計画変更申請について			
			議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について			
			議案第25号	非農地証明について			
			議案第26号	農業振興地域整備計画の変更について			
			議案第27号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について			
			議案第28号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について			

事務局（局長）	<p>ただいまから、令和8年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>ただいまから議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>平井城太郎委員より、欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、31番上満啓司委員と32番中本祐市委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主任専門員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員）	<p>議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書1ページから2ページ並びに議案説明資料2ページから7ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町大竹字下窪の畑2筆900平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を取得するものです。所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。農業は譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>2番、東宇山の畑1筆133.14平方メートル、樹園地2筆1,332平方メートルについて、新たに耕作管理を始めるため申請地を購入するものです。所有権移転後は野菜を栽培する計画です。農業は譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>3番、米津の田1筆829平方メートルについて、5年間の使用貸借権の設定を行うものです。使用貸借権設定後は水稻を栽培する計画です。農業は譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>4番、長浜町出海の畑2筆1,210平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。所有権移転後は果樹を栽培する計画です。農業は譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>5番、肱川町名荷谷の樹園地1筆1,424平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。所有権移転後は果樹を栽培する計画です。農業は譲受人家族が年間を通じて従事します。</p> <p>6番、肱川町大谷の畑1筆187平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。所有権移転後は野菜を栽培する計画です。農業は譲受人家族が年間を通じて従事します。</p> <p>以上6件のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p>

- 1 番。
- 13番 1 番案件についてご説明します。議案説明資料は2ページを参考にしてください。1 番案件は贈与による所有権移転です。申請地は大洲市役所から南東へ約4キロメートルの所にある農地です。先月16日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人は現在も水稻、野菜及び果樹などを栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 2 番。
- 21番 2 番案件についてご説明します。議案説明資料は3ページを参考にしてください。2 番案件は売買による所有権移転です。申請地は三善コミュニティセンターから北東へ約600メートルの所にある農地です。先月17日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地が良好に管理されていることを確認しました。今回申請地を取得するにあたり、譲受人より野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されております。譲受人は市外に在住しておりますが、今回申請地を購入するにあたり、これまで知人の営農を手伝い学んできた経験を活かし、自然農法を活かした栽培方法で野菜を栽培したいとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。農業に関しては、申請人親子が年間を通じて従事することとします。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 3 番。
- 22番 3 番案件についてご説明します。議案説明資料は4ページを参考にしてください。3 番案件は5年間の使用貸借権の設定です。申請地はJR八多喜駅から北西へ約800メートルの所にある農地です。先月17日に事務局職員と現地確認を行い、良好に管理されていることを確認しました。譲受人は現在水稻を栽培しており、今後も引き続き夫婦で年間を通じて農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 4 番。
- 27番 4 番案件についてご説明いたします。議案説明資料は5ページを参考にしてください。4 番案件は売買による所有権移転です。申請地は出海コミュニティセンターから南へ約700メートルの所にある農地1筆と約800メートルにある農地1筆です。先月16日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は雑草が繁茂しており、しばらく耕作されていない状況ですが、今後譲受人が整備していくとのことです。譲受人は現在も果樹を栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題はないと考えます。調査結果について

	は議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長（会長）	5番。
33番	5番案件についてご説明いたします。議案説明資料は6ページを参考にしてください。5番案件は売買による所有権移転です。申請地は正山コミュニティセンターから北西へ約1キロメートルの所にある農地です。先月19日に事務局職員と現地確認を行い確認しました。申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人世帯は現在も水稻や果樹の栽培をしており、今後も引き続き家族で年間通じて農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長（会長）	6番。
34番	6番案件についてご説明いたします。議案説明資料は7ページを参考にしてください。6番案件は売買による所有権移転です。申請地は、大谷コミュニティセンターから、西へ約800メートルの所にある農地です。先月16日に事務局職員と現地確認を行い、良好に管理されていることを確認しました。申請地は野菜を栽培する計画とのことですので、譲受人世帯は現在も酪農をされており、飼料の栽培をしております。今後も引き続き年間通じて農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありました。何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の8ページから11ページを併せてご覧ください。案件の説明に入る前に、2番案件につきまして、申請人から今回は取り下げるとの申出がありましたので、次回以降の定例総会で改めて議案に上げることといたします。 それでは、1番北只の土地1筆です。申請地に倉庫及び露天駐車場を

	<p>建設し、賃貸するため転用するものであります。申請地は別紙議案説明資料9ページの位置図において示している箇所となっており、大洲市の中心部から南に約1.5キロメートルのところに位置し、概ね300メートル以内に大洲道路の大洲南インターチェンジが存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認ください。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
9番	<p>1番案件について調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の8ページから11ページをお開きください。まず立地基準である第2号の代替性要件につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性につきましては、既に賃貸借契約はされており、許可有次第着工されることなので、特に問題ないものと考えます。第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地の農地に接している部分は周辺より高くなっていますが、土留め工事もされており特に問題ないと考えます。よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑も無いようですので、本案を申請のとおり許可相当として、送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり許可相当として、送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第23号農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（主任専門員）	<p>議案第23号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。議案書4ページ、並びに別紙議案説明資料の12ページから14ページまでを併せてご覧ください。1番、五郎の土地29平方メートルの案件の申請地は令和7年7月31日付けで転用許可となっている案件です。転用計画地内にある農地が1筆ではなくもう1筆あることが判明し、その土地を申請地に加えるため、事業計画の変更をしようとするものです。議案説明資料の14ページと15ページの土地利用計画図を見比べていただき、計画地内の地番が1筆増えていることをご確認ください。なお、この申請地につきましては、この後の議案第24号に上げておりますので、そこで審議をお願いいたします。以上1件でございます。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告</p>

	を受けたいと思います。
委員	(不規則発言)
議長 (会長)	<p>それではいまの件については、次の第5条案件の中で上がっておりますので、その説明を聞いてからまた承認をお伺いすることにしたいと思います。</p> <p>それでは次に議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (主任専門員)	<p>議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書5ページ、並びに別紙議案説明資料の17ページから20ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>説明の前に1件ご報告させていただきます。2番案件につきましては、第22号議案の2番案件に関連する案件であり、同様に申請人から取下げの申し出がありましたので、次回以降の定例総会で改めて議案に上げることといたします。それでは説明させていただきます。</p> <p>1番、五郎の土地29平方メートルの案件は、借受人世帯が現在居住している借家が老朽化により住むのに危険なため、申請地を借り受けて自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は大洲市中心部から北北東に約3.3キロメートルのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>次に、3番、松尾の土地211平方メートルの案件は、借受人が親と同居するため申請地を借り受けて自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は大洲市中心部から南南東に約4.8キロメートルのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上2件でございます。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>ただいま事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
4番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。申請地は18ページの位置図のとおり、肱北コミュニティセンター五郎分館から北へ約300メートルに位置する農地になります。まず立地基準については報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。次に一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われま。また第4号の周辺農地等への影響ですが、19ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地はありませんので特に問題ないものと思われま。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長 (会長)	3番。

10番	<p>それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の21ページから22ページを参考にしてください。申請地は22ページの位置図のとおり、南久米コミュニティセンターから南東へ約3.3キロメートルに位置する農地になります。まず立地基準については報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われます。次に一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われます。また、第4号の周辺農地等への影響ですが、23ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われます。よって本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは先ほどの1番案件について、議案第23号の農地転用事業計画変更申請について、変更承認相当として送付することにご異議ないでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請の通り変更承認相当として送付することに決定をいたしました。 また、地元委員さんから先ほど報告がありましたが、いまの件について何かご意見ご質疑ないでしょうか。</p>
委員	(質疑なし)
議長（会長）	<p>特にご質疑も無いようですので、24号の許可申請については本申請の通り許可相当として送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長（会長）	<p>ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり許可相当として、送付することに決定いたしました。 次に、議案第25号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>議案第25号非農地証明についてご説明申し上げます。議案書6ページ、並びに別紙議案説明資料25ページから31ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>まず1番についてです。田口字白方の土地1筆36平方メートルの案件は、農地法が施行される昭和27年10月21日より前から非農地であったということで、申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、農地法施行前から隣接地の墓地と一体的に墓地として利用されており、農地法施行後も農地として管理されることなく、墓地として管理しているとのことございます。</p> <p>次に2番についてです。戒川の土地3筆計1,375平方メートルの案件は、自然潰廃20年以上耕作放棄し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。申し出によりますと、申請地は作業用機械が入る道も無く周囲も山林で効率が悪いため、昭和60年頃から耕作をしておらず現在では農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことございます。</p>

以上、2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1番。

5番 それでは、1番の案件について調査結果をご報告いたします。議案説明資料の25ページから27ページを参考にしてください。申請地は大洲乳児保育所から南西に20メートルの所に位置する農地になります。3月23日に事務局担当者と現地確認を行いました。申請者の申立のほか設置されていた墓石等から判断して、農地法が施行される昭和27年10月21日より前から墓地として利用されており、施行後も農地として管理されることなく現在に至っているようであります。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） 2番。

30番 それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の28ページから31ページを参考にしてください。申請地は29ページの位置見取図のとおり、白滝コミュニティセンター戒川分館から約1.6キロメートルから2.1キロメートルまでの範囲にある農地になります。3月19日に事務局職員と現地確認を行いました。申請者の申立、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。よって本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） 地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑も無いようですので、この証明願いに係る土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議無いものと認め、この証明願いに係る土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定しました。
次に、議案第26号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 議案第26号農業振興地域整備計画の変更についてをご説明いたします。議案書7ページ及び別紙議案説明資料の32ページから36ページまでを併せてご覧ください。今回は農用地区域への編入1件及び農用地区域からの除外1件でございます。

初めに農用地区域編入関係です。1番、長浜町出海の土地1筆529平方メートルの案件は、中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、周辺の農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため編入をするものです。編入1件1筆計529平方メートルとなっております。

ます。

次に農用地区域除外関係です。1番、白滝の土地1筆計160平方メートルの案件は、事務所への進入路とするため除外の計画変更をしようとするものです。除外後の農地区分は大洲市中心部から北北東に約9.4キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。除外1件1筆計160平方メートルとなっております。

以上、編入1件、除外1件でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1番。

事務局（次長）

編入の説明がないので、除外の説明のみになります。

30番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の32ページから36ページをご覧ください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、報告書記載のとおりであり問題ないものと考えます。次に、一般基準である転用の確実性につきましては、申出人は事務所への進入路とするため問題はないものと思われれます。なお、既に当該土地は進入路として利用をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いているようです。また、周辺農地等への影響につきましては、周囲は市道及び自己所有地等であり各項目につきましては適当と思われることから問題ないと考えます。よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から「除外」することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。

次に、議案第27号納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第27号納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご説明申し上げます。議案書8ページ並びに別紙議案説明資料37ページを併せてご覧ください。租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があります。その添付書類として、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。この議案は、申請者が引き続き

	<p>農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。</p> <p>1番は、肱川町予子林の申請人です。申請農地は肱川町予子林にあります18筆で合計21,374平方メートルになります。納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成7年11月15日となっております。対象の農地につきましては一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。以上1件です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p>
35番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の37ページを参考にしてください。申請地は36ページの位置見取図のとおり予子林コミュニティセンターを基準とし、約300メートルから850メートル以内に点在する農地18筆になります。申請人は、栗を主体とした農業をしております。3月23日に事務局担当者と現地確認を行い、土地18筆の内8筆で栗を、1筆で稲作を、2筆で露地野菜や椎茸などを栽培されていることを確認しております。また5筆については保全管理をされていましたが、2筆につきましては農地の一部が倉庫などになっておりました。しかし、ほとんどの農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑も無いようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議無いものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第28号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員）	<p>議案第28号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてご説明します。議案書9ページから27ページをご覧ください。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に</p>

対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。今回の概要は、利用権設定の内、賃貸借の件、筆数が34件52筆、利用権設定54,930平方メートル、使用貸借の件、筆数が22件40筆、利用権設定40,206平方メートルで、議案書25ページに記載のとおり、利用権設定の件、筆数が56件92筆、利用権設定の総面積は95,136平方メートルです。

続きまして所有権移転の案件です。議案書は26ページをご覧ください。1番2番は同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は、836平方メートルです。利用目的は水稲です。3番4番は同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は1,096平方メートルです。利用目的は水稲です。5番6番は同一案件です。菅田町菅田の田2筆と畑2筆について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し売買により農地を取得するものです。面積は3,713平方メートルです。利用目的は水稲と飼料です。以上所有権移転の件、筆数は議案書27ページに記載のとおり、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため、6件12筆、総面積は11,290平方メートルです。

問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。議題についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（会長） ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご意見も無いようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議無いものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。
それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。
- （〇〇委員入場）
- 議長（会長） 以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。